

専決処分（訴えの提起）の報告について

1 専決処分事項

訴えの提起

2 裁判所事件番号及び事件名

東京簡易裁判所 平成 23 年（ハ）第 38555 号 差押債権取立請求事件

3 当事者及び目的の価額

(1) 原告 葛飾区

(2) 被告 東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 アコム株式会社

(3) 訴訟の目的の価額 817,237 円

4 事件の概要及び経緯

葛飾区は特別区民税・都民税の滞納者に対する滞納処分の一環として、滞納者が貸金業者に対して有する過払金返還請求権を差し押さえ、平成 20 年 2 月 21 日、第三債務者である貸金業者に対して債権の差押通知を行ったが、貸金業者は当該差押債権の取立てに応じていない。

そこで区は弁護士に委託し、区長及び弁護士の職名により貸金業者あてに督促状を送付したが、所定の期日までに納付されなかった。このため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び区長の専決処分事項の指定に基づき、専決処分により訴えの提起を行ったものである。

5 委託先弁護士

マイスタット法律事務所須田徹弁護士（東京弁護士会所属）

6 専決処分年月日

平成 23 年 10 月 25 日